

1 業務委託名

IT 産業振興の取組み等に関する戦略的 PR のための Web サイト運営業務

2 業務の目的

本市が令和 6 年 3 月に策定した「仙台経済 COMPASS」では、重点プロジェクトの一つとして「『DX による経済成長と暮らしやすさの向上』プロジェクト」を掲げ、デジタルイノベーション人材の確保・育成に取り組み、学生と ICT 関連企業のマッチングの機会を拡大するとともに、首都圏等からの UIJ ターン就職促進に向けた情報発信等を通じて、企業の DX を牽引する情報サービス産業における人材確保を支援するとしている。

本業務では、Web サイト「SENDAI INC.」(<https://sendai-inc.com>)において、地域で活動する IT コミュニティやそれに関わる人、地域で活躍する IT 企業に関連する様々な情報を掲載すること等により、本市が IT 産業に関わる人々にとって魅力的な都市であることを発信し、市域内外で IT 産業に関わる人々や今後 IT 産業に関わることを期待される学生・若者のつながり創出・強化へとつなげ、本市における IT 産業の更なる活性化及び IT 人材の地元定着・UIJ ターンの促進を図る。

3 業務の内容

(1) 基本方針

- ・Web サイト「SENDAI INC.」の運営にあたっては、以下のコンセプト等に基づき行う。

ア コンセプト

- ・仙台をフィールドとして「IT」をキーワードに活躍する様々な人々や企業、そしてそこから生み出される本市の魅力を発信していくコミュニティ Web メディア。

イ ターゲット

- ・メインターゲットは、市域内外で IT 産業に関わる人々及び今後 IT 産業に関わることを期待される 10 代～30 代の学生・若者。

ウ 掲載コンテンツ

以下の 3 種類の記事で構成すること。

- ・仙台・東北の IT 企業・団体等で活躍するキーパーソンへのインタビュー記事
- ・首都圏等から仙台への転職や UIJ ターンの有益な情報に関する記事
- ・仙台・東北の IT コミュニティの魅力を発信する記事

(2) 掲載コンテンツの企画・作成等

ア 掲載コンテンツ記事の企画・作成

- ・本市が IT 産業に関わる人々にとって魅力的な都市であることを発信し、市域内外で IT 産業に関わる人々や今後 IT 産業に関わることを期待される学生・若者のつながりを創出・強化することとなる、IT 産業を軸とした本市の様々な情報（本市の企業・キーパーソン、仕事・働き方、IT コミュニティ、生活・ライフスタイル等）に関する記事等について、本市と適宜協議・調整

しながら、6 記事程度を企画・制作し、本 Web サイトへ掲載する。なお、1 記事あたり文字数 1,500 字程度及び写真・図表等 2～3 点程度を基本構成とすること。

- ・受託者の記事作成に係る費用については、全て本業務の委託料に含むものとする。なお、本市担当者が取材等に同行する場合の交通費等は本市が負担する。

イ 本市提供コンテンツの掲載

- ・本市が受託者へ提供するコンテンツについて、本 Web サイトへ掲載すること。

(3) Web サイトの運用等

ア ドメイン及び Web サーバ契約の更新等

- ・現在本 Web サイトで使用しているドメイン及び本 Web サーバ契約の更新を行うこと。

イ コンテンツ・マネジメント・システム（CMS）の運用

- ・受託者は、WordPress で構築されている本 Web サイトのコンテンツ・マネジメント・システム（CMS）の運用を行う。また、WordPress のバージョンアップを年 2 回程度実施すること。
- ・HTTPS による安全な通信を確保することとし、SSL 証明書の発行、更新料等の費用は本業務の委託料に含むものとする。

ウ ソーシャルメディアの運用

- ・受託者は、本 Web サイトの Facebook ページ及び X アカウントの運用を、本市が定める運用ポリシー及び運用計画に基づき実施すること。
- ・平均して月 2 回以上、記事の閲覧数ランキングや既存記事の PR をする SNS 配信を実施すること。

エ アクセス解析の実施

- ・受託者は、Google Analytics によるデータ計測を毎月 1 回実施し、その結果を取りまとめ本市に報告するとともに、今後のサイト運営にあたりサイト閲覧者増加に向けた取り組みの方向性についても提案すること。

オ Web サイトの運用・保守

- ・委託契約期間内において、本 Web サイトの運用保守を行う。なお、保守範囲は、情報セキュリティ対策の実施、障害発生時の対応及び委託者からの質問対応とする。

(4) 受託者提案 Web サイト認知度向上プロモーション施策の実施

- ・受託者がプロポーザル時に提案した本 Web サイトの認知度向上プロモーション施策の実施事項及び実施方法について、本市と打合せを行い調整し、実施すること。実施は委託期間内に完了するものとし、実施費用は原則として本業務の委託料に含むものとする。

目標 PV 数：月平均 5,500

目標ユニークユーザー数：月平均 2,100

(5) 成果物の納品

- ・上記(1)から(5)までの業務実績を取りまとめ、コンテンツデータ及び総括報告書を作成し、A4 縦の紙媒体及び電子媒体で納品すること。

- ・総括報告書においては、本市が本業務により目指す、本市が IT 産業に関わる人々にとって魅力的な都市であるという情報発信について、業務実績に関する分析・評価及び次年度以降の方策等の提案を行うこと。

(6) データの引継ぎ

- ・令和 6 年度に使用した「SENDAI INC.」ポータルサイト用のアカウントに関しては、ログイン情報(ID、Pass)を令和 6 年度委託事業者から令和 7 年度事業受託者に共有する。
- ・前述の他、引継ぎが必要なデータとその引き渡し方法については、令和 6 年度委託事業者と令和 7 年度事業受託者、仙台市の 3 者で協議の上、決定するものとする。
- ・令和 8 年度にも同様の事業を実施することとなった際には、仙台市からの指示に基づき、令和 7 年度事業受託者から令和 8 年度事業受託者へのデータ引継ぎを行うこと。

(7) その他

- ・本業務は、IT 人材の地元定着・UIJ ターンの促進を目的としていることから、本市が別に実施する「次世代 X-TECH ビジネス創出促進事業」、「BOSAI-TECH イノベーション創出促進事業」、「IT 人材確保支援事業」、「仙台市地域企業連携デジタル人材育成・確保促進事業」等と連携し、市域内外で IT 産業に関わる人々や今後 IT 産業に関わることが期待される学生・若者に向けて、本市の各事業の魅力を発信すること。
- ・地域で活動する IT コミュニティとの連携を強化するため、IT コミュニティからの寄稿の掲載や市内で開催される IT イベントに関する情報発信等を本市と協議のうえ実施すること。また、IT コミュニティが行う活動の可視化や IT 人材のモチベーションアップ等に繋がる施策の提案を行うこと。
- ・本業務内において本市が担当することとなった資料の作成等や、本業務とは別に本市が行う IT 産業振興に係る施策の情報発信に対し、アドバイスを行うこと。
- ・個人情報、企業情報等の管理にあたっては、本市の個人情報保護制度及び行政情報セキュリティ・ポリシーに従い、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ・本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公共性を確保して業務にあたること。

4 委託料の減額

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると本市担当が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

5 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

6 著作権等の取扱い

- ・本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律

第 48 号) 第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。) その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。また、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。

- ・本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権については、本市に帰属する。また、受託者は、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作権人格権について、本市に対して行使しないものとする。
- ・受託者は、本業務の実施にあたって本市又は第三者に侵害を及ぼしたときは、本市及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負うものとする。

7 その他の留意事項

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのないものは、本市及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について本市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、本市へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時本市に報告するとともに、定期的に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うこと。
- (6) 本業務は日本語版のみの制作である。
- (7) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。